

AMEDの末松理事長、「日本版NIHの未来」を語る 医療研究開発の「自律性」強調

日本科学技術ジャーナリスト会議(JASTJ、佐藤年緒会長)は、2月20日に日本医療研究開発機構(AMED)の末松誠理事長を迎えて緊急講演会を開いた。

昨年8月の大坪寛子厚労省大臣官房審議官による京都大学IPS細胞研究所の山中伸弥教授へのIPS事業の補助金削減の通達にはじまり、医療研究資金配分を行なうAMEDの予算や運営をめくり、官僚の介入が議論を呼ぶ事態になっている中で、末松理事長自身が「ぜひサイエンスの話がしたい」とのことで講演が実現した。

「どうなる? 『日本版NIH(アメリカ国立衛生研究所)の未来』をテーマに、末松理事長は2015年のAMED発足からの5年間の振り返り、「最初の3年半は互いのコミュニケーションが取れて十分に稼働していたが、それ以降はなかなかうまくいかなかった」とし、大坪審議官が次長を務めてからの内閣官房健康・医療戦略室との関係悪化を吐露した。

末松理事長は、医療研究開発のオートノミー(自律性)について訴えるとともに、山中教授の問題に触れ、「決定プロセスが不明確で、これは山中先生だけではなく、



「科学にはオートノミー(自律性)が必要」と語るAMEDの末松理事長。(撮影/秋山晴康)

みんなの問題であるということと科学のコミュニケーションは知るべきだ」と主張した。

新型コロナウイルスについても言及し、「1月31日のWHO(世界保健機構)の本部会議で、新型コロナウイルスに関するデータシェアリングポリシーに調印した」と報告。これにより新型コロナウイルスのデータが発信された場合、論文に投稿される前にWHOでシェアし、日本においても感染症流行に対処するための研究データや結果をいち早く共有することが可能になったという。

また、国立感染症研究所と東京大学医科学研究所に4・6億円の予算を配し、新型コロナウイルスの診断キットの改良・量産を目指していることについて述べた。

秋山晴康・編集部

米公文書をめぐる砂川事件国賠訴訟、第3回口頭弁論 国側またもや認否を拒否

「強固な同盟関係(安倍晋三首相)にあるはずの米国の公文書の存在を、被告・国側はまたもや「不知」とした。砂川事件国賠訴訟第3回口頭弁論が2月12日、東京・霞が関の東京地裁(大嶋洋志裁判長)で開かれ、重要な争点である米公文書をめぐり日本政府は依然不誠実な態度を取り続けている。

米国公文書館にある複数の公文書には、砂川事件最高裁判決(1959年12月16日)の舞台裏で、当時の田中耕太郎最高裁長官が米国外使・公使と密談し審理経過や判決内容を事前に伝えていた記録が残されている。差し戻し審で「有罪」となった土屋源太郎さんら3人の原告が、公正・公平ではない最高裁判決は無効だとして国に損害賠償を請求している。

昨年10月の第2回口頭弁論で国



2月12日、口頭弁論終了後に司法記者クラブで会見する原告の土屋源太郎さん(左から2人目)と弁護団。(撮影/片岡伸行)

側は裁判所から公文書の認否を求められていたが、これまでと同様、文書の有無、内容ともに「不知」とする「準備書面(2)」を提出し、認否自体を拒否した。

原告側の武内吏一弁護士は「民事訴訟法第2条が定める信義誠実の原則に著しく反する」とし、裁判所が国に調査・確認を命じるよう求めた。原告側はまた、国側が「田中長官の言動は認定できない」とその記録内容を否定していることに対し、公文書に残されている記録と実際の審理経過を詳細に对照した「準備書面(5)」を提出し、「すべて田中長官の言動どおりに進んだ(原告代理人・細川潔弁護士)」と主張した。

会見で土屋さんは「田中の行為そのものが憲法違反で、最高裁判決は汚染されていた」とし「公文書に対する扱いは今の『モリカケ桜』と同じだ」と批判した。

あくまでシラを切る国側に対し、裁判長が「調査嘱託を検討する」と述べたことから、国側はいよいよ窮地に追い込まれた。自国の公文書は改竄できても、他国のものまでできない。次回第4回口頭弁論は6月15日に開かれる。

片岡伸行・記者